委託契約書

〇〇〇〇（以下を甲という）と〇〇〇〇（以下は乙という）は以下の条件により委託契約を締結する。

第１条（目的）

　甲は乙に対して白菜収穫作業を委託し、乙はこれを受注する。

第２条（委託の範囲）

　甲が乙に対して委託する業務（以下、「委託業務」とする）の範囲は次のとおりである。

契約期間：令和元年１０月１８日（金）より令和元年１１月2９日（金）までの土日祝を除く３日間

就業場所：交流館近くの農場（付近）

就業時間：ＡＭ９：００～ＰＭ１２：００（休憩時間を含む）

作業内容：草むしり、白菜の運搬、白菜の仕分け

第３条（乙の業務）

1. 乙は甲からの委託業務については、善良となる管理者の注意をもって誠実に遂行するものとする。
2. 乙は本契約に基づく権利・義務を甲の書面による承諾なしに第三者に再委託等をすることはできない。

第４条（乙の報酬）

　甲は乙に対し、業務委託の報酬として　　　　　　　　円（消費税、地方消費税を含む）を業務委託終了後の翌日２０日までに支払うものとする。

第５条（費用）

　乙が委託業務を遂行するにあたって要した費用は乙が負担する。

第６条（契約の解除）

　１、甲は、次の各号いずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。  
（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき。  
（２）乙が、甲の承諾を得ないで、委託事業を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は、本契約によって生じた権利若しく

は義務を第三者に譲渡したとき。  
（３）その他、乙が、甲の信用または名誉を著しく損なう言動・行為をし、その他やむを得ない事由により委託業務の継続が

困難であるとき。  
（４）乙が、委託事業の執行が困難になったことその他やむを得ない事由により本契約の解除を甲に申し入れたとき。

２、甲が前項の規定により本契約を解除したときは、乙は、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

第７条（反社会的勢力の排除）

1、 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

（１）次に掲げる事項に該当しないこと

イ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

ロ 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（２） 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（３） 不当な要求行為をしないこと

（４） その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２、 甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３、 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第８条（損害賠償）

　乙は本契約に違反して甲または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第９条（秘密保持義務）

　乙は委託業務を遂行するにあたって知り得た甲の業務内容や営業秘密等について、甲の事前の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩してはならない。

第10条（疑義の決定）

　甲及び乙は本契約の解釈につきる疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合にはお互いに誠実に協議をしてこれを解決するものとする。

本契約の成立を証するために、本書２通作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲：住所

　　氏名　　　　　　　　　　　印

乙：住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印